資料3

第5次大阪府障がい者計画策定検討部会での審議内容等について

**計画のポイント**

■計画期間は令和3年度から令和8年度末までの6年間。

■障害者権利条約、SDGｓ、2025大阪・関西万博の理念等を踏まえるとともに、ともに生きる社会の実現へ向けた「地域を育む」視点を基本原則、基本理念等へ反映。

■各生活場面においても「地域を育む」視点での補強を行うとともに、「地域を育む」ための取り組みを具体化。

※「地域を育む」とは

第4次障がい者計画（後期計画）策定時の審議において、障がい者の生活を支える地域の支援力等を向上させるための視点、取組みの必要性についての提言を受け、課題認識を整理。今回の検討部会において、具体化に向けた議論を行い理念等について整理。

ともに生きる社会の実現に向け、多様な主体が協力し合い、連携し、包容力のある地域を生み出していくもの。

**【審議経過等】**

　・平成31年3月に大阪府障がい者施策推進協議会（以下「推進協」）での承認を受け「第5次大阪府障がい者計画策定検討部会」（以下「計画部会」）を推進協に設置。

　・令和元年5月から11月までの間、計画部会を4回開催し、第5次計画に係る意見具申（案）の骨子を整理。

**【基本理念・基本原則・最重点施策】**

　・第1回から3回までの部会における委員意見を踏まえて整理した以下の事務局案について第4回部会で審議。

　　基本理念

　「人が人間（ひと）として支え合い、ともに生きる自立支援社会づくり」

　**「すべての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」**

➢地域での障がい者の孤立を防ぎ、支援を行き届かせ、誰一人取り残されない社会を目指す。

➢多様な主体が互いに理解し合い、尊重し合い、補い合うことで、包容力のある地域が生み出され、障がいの有無に関わらず、全ての人間（ひと）が支え合って暮らすインクルーシブな社会が実現する。

　 基本原則

 「権利の主体としての障がい者の尊厳の保持」　　　　 　**「障がい者差別・虐待の禁止と尊厳の保持」**

「社会的障壁の除去・改善」　　　　　　　　　　　　　　　　 **「合理的配慮の追求によるバリアフリーの充実」**

「障がい者差別の禁止と合理的配慮の追求」 **「多様な主体の協働による地域育成」**

「真の共生社会・インクルーシブな社会の実現」 **「あらゆる分野における大阪府全体の底上げ」**

「多様な主体による協働」　　　　　　　　　　　　　　　　　　 **「真の共生社会・インクルーシブな社会の実現」**

➢地域全体での障がい理解、課題認識に基づく連携、協働が不可欠であり、そのような地域を育んでいく意識を共通することの必要性を盛り込む。

➢地域社会における多様な主体が、障がい者の自立と社会参加のために様々な役割を果たしていけるよう、市町村と大阪府がより連携して、大阪府全体の底上げにつながる環境整備に取り組むことを原則化。

　 最重点施策

　　　　・入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進

　　　　・障がい者の就労支援の強化　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　 　※基本的には第4次後期計画を継承

　　　　・施策の谷間にあった分野への支援の充実

**【地域を育む施策の推進について】**

　・計画部会での議論を踏まえ以下のように整理。

①「地域を育む施策」における各主体の共通認識

（障がい者の命と尊厳の保持、障がい理解の促進と合理的配慮の追求、関係機関による強固なネットワーク）

　 ➢計画の新たな理念として、基本理念や基本原則等に反映

 　 ②「地域を育む施策」を実現するための環境づくり、各生活場面を補強するツール

　　　（人材の確保と育成、ユニバーサルデザインの推進・先端技術の活用、大阪全体の支援体制強化）

　　　　 ➢各生活場面と連動させ、第4次後期計画での整理をさらに具体化

**【各生活場面について】**

・大阪府の障がい者計画の特徴である、障がい当事者目線での課題、施策の整理を継承し、「地域を育む」視点を踏まえた補強、再整理。

　　　➢生活場面：①地域やまちで暮らす、②学ぶ、③働く、④心や体、命を大切にする、➄楽しむ、⑥人間（ひと）としての尊厳を持って生きる

**【今後のスケジュール】**

　・今年度中に残り2回の検討部会（令和2年1月31日、3月末）において意見具申（案）をとりまとめ、推進協において意見具申の成案化を行う。

　・令和2年度中に推進協で審議し、パブリックコメントを経て、第5次障がい者計画完成（令和3年3月）。